

建築物の定期調査報告について



1 定期報告制度とは

建築基準法では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければなりません（第8条第1項）。さらに、政令に定められた建築物・建築設備等の所有者・管理者は、定期的に、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければなりません（第12条）。

近年、ホテルや福祉施設等の建築物で火災による死亡事故が発生し、この中には建築物の安全性の確保に重要な日常の維持保全や、定期的な調査等が適切に行われていなかったことが事故の一因と見られるものがありました。このようなことから建築基準法の「定期報告制度」が、改正されました（平成28年6月1日から施行）。

2 令和8年度の定期調査報告の対象と報告期間

用途	用途に供する階又は規模 (①～③のいずれかに該当するもの)	報告期間	報告間隔
劇場、映画館又は演芸場	①地階 $>100\text{ m}^2$ 又は3階以上 $>100\text{ m}^2$ ②客席部分の床面積 $\geq 200\text{ m}^2$ ③主階が1階にないもの	令和9年度の報告	2年ごと
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場	①地階 $>100\text{ m}^2$ 又は3階以上 $>100\text{ m}^2$ ②客席部分の床面積 $\geq 200\text{ m}^2$	令和9年度の報告	2年ごと
病院、診療所(患者の収容施設があるもの)、就寝用福祉施設(※注)	①地階 $>100\text{ m}^2$ 又は3階以上 $>100\text{ m}^2$ ②2階部分の床面積 $\geq 300\text{ m}^2$	令和9年度の報告	2年ごと
旅館又はホテル	①地階 $>100\text{ m}^2$ 又は3階以上 $>100\text{ m}^2$ ②2階部分の床面積 $\geq 300\text{ m}^2$	10/1 ～ 11/30	2年ごと
博物館、美術館、図書館、体育館(学校に附属するものを除く)、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	①3階以上 $>100\text{ m}^2$ ②床面積 $\geq 2,000\text{ m}^2$	6/1 ～ 7/31	3年ごと
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	①地階 $>100\text{ m}^2$ 又は3階以上 $>100\text{ m}^2$ ②2階部分の床面積 $\geq 500\text{ m}^2$ ③床面積 $\geq 3,000\text{ m}^2$	令和9年度の報告	2年ごと

- ・複数の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもって、その主要な用途に供する部分の床面積とするものとします。
- ・報告の対象の用途が、避難階のみにある場合は、報告の対象外です。
- ・(※注)「就寝用福祉施設」とは、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、就寝用の児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所)のことをいいます。

3 定期報告書の提出先・お問い合わせ先

高崎市 建設部 建築指導課
〒370-8501 群馬県高崎市高松町35-1 市庁舎11階
電話 027-321-1271 FAX 027-323-5296

4 定期調査・検査の資格を有する者

建築物・防火設備の定期的な調査・検査は、専門技術を有する資格者が行う必要があります。

【建築物の調査を行うことができる資格者】

一級建築士、二級建築士又は特定建築物調査員

【防火設備の検査を行うことができる資格者】

一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員

5 定期報告書の提出部数

報告前3か月以内に行った調査について、提出してください。

- ・定期調査報告書 2部
- ・調査結果表 2部
- ・調査結果図 (A3) 2部
- ・関係写真 2部 (「要是正」の項目がない場合は省略できます)
- ・定期調査報告概要書 1部 (建築指導課窓口にて公開されます)

※2部のうち1部は、後日、定期報告済証と一緒に返却されます。

※定期報告済証は、建築物の入口等見やすい場所に掲示してください。

※郵送での提出も可能ですが、その場合は、副本の返送用封筒 (切手貼付け済) を同封してください。

6 定期報告書の書式

以下のURL (高崎市建築指導課ホームページ) からダウンロードできます。

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/5682.html>

7 注意事項

・定期調査報告対象建築物届

報告対象となっていなかった建築物が、使用再開、用途の変更その他の事由により対象となるときは、当該建築物の使用を再開する7日前までに、「定期調査報告対象建築物届」と対象となる内容が分かる資料を2部提出してください。

・定期調査報告対象建築物に該当しなくなった旨の届出

報告対象の建築物が、除却や営業休止、用途変更等により報告対象でなくなったときは、「定期調査報告対象建築物に該当しなくなった旨の届出書」を提出してください。

・改善報告書

調査結果表において、「要是正」の項目がある場合は、定期報告済証は発行されず、当該項目の改善を依頼する旨の文書を通知します。改善が完了しましたら、「改善報告書」と改善内容が分かる写真・資料等を2部提出してください。

8 未報告又は虚偽の報告

建築基準法第101条第1項第二号の規定により、虚偽又は未報告の場合、100万円以下の罰金に処せられる恐れがあります。

9 その他

平成28年6月1日から 右記の事項が改正されました	<ul style="list-style-type: none">・これまで報告いただいていた機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明設備、給排水設備が報告の対象外となりました。・「就寝用福祉施設」が、新たに報告の対象となりました。・学校、事務所、通所介護施設等が報告の対象外となりました。
平成29年5月9日から 右記の事項が改正されました	<ul style="list-style-type: none">・高崎市建築基準法施行細則第10条を改正し、劇場、映画館又は演芸場の報告期間が10月1日から11月30日までに変更となりました。